

第1章 総則

第1条 (本約款の適用)

株式会社 USEN (以下「当社」といいます) は、「店舗向けU-SPOT サービス契約約款」(以下「本約款」といいます) を定め、これによりインターネット接続サービスと業務用 Wi-Fi ルーターのレンタルサービスをセットにした店舗向けU-SPOT サービス(以下「本サービス」といいます) を提供します。本サービスの利用に際しては、本約款の全文をお読みいただいたうえで、本約款に同意いただく必要があります。

第2条 (用語の定義)

本約款における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
本サービス	第2章で定める、当社が契約者に提供するサービス
本サービス契約	契約者は当社との間の本サービスに係る契約
契約者	当社と本サービス契約を締結している者
契約店舗	本サービス契約の対象となる店舗
光回線	光ファイバーを使用したインターネット接続用の通信回線
本サービス用通信設備	当社または当社が指定する第三者が所有権を有する、本サービスを利用するためのWi-Fi ルーター等の機器または設備
インターネット接続サービス	当社が、ISP(インターネットサービスプロバイダー)として、光回線を通じた IPv4 または IPv6 によるインターネット接続を提供するサービス
店内 Wi-Fi 接続環境	契約店舗において、契約者、契約者の従業員および契約店舗の来店者がインターネットに Wi-Fi 接続するための環境
契約者おおよび契約者の従業員向け Wi-Fi サービス	契約店舗において、契約者および契約者の従業員がインターネットに Wi-Fi 接続するサービス
契約店舗の来店者向けフリー Wi-Fi サービス	契約店舗において、来店者が当社が別途指定するアプリケーションを通じて無料でインターネットに Wi-Fi 接続するサービス
契約店舗用タッシュボーナス	契約店舗が、フリー Wi-Fi 接続サービスを利用する来店者に対してタッショ通知による広告配信を行ったり、配信数、来店数を管理することができるサービス

第3条 (本約款の変更)

当社は、次の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができます。

- ①本約款の変更が、契約者の一般の利益に適するとき。
- ②本約款の変更が、本サービス契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事項に照らして合理的なものであるとき。
- ③当社は前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し、または契約者に電子メールで通知します。
- ④変更後の本約款の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものみなします。

第2章 本サービスの内容等

第4条 (本サービスの内容)

当社は、契約店舗の光回線を利用して、契約者に対して次のサービスを提供します。

- ①本サービス用通信設備の貸与と設置
- ②インターネット接続サービス
- ③店内 Wi-Fi 接続環境の構築
- ④契約者および契約者の従業員向け Wi-Fi サービス
- ⑤契約店舗の来店者向けフリー Wi-Fi サービス
- ⑥契約店舗用タッシュボーナス

⑦本サービス用通信設備および店内 Wi-Fi 接続環境の保守・遠隔監視

⑧本サービスの利用に関するサポートサービス

- ⑨前各号に付する用語は、契約店舗の光回線を利用して、契約者に対して次のサービスを提供します。
- ⑩契約者は、本サービスを利用する為の光回線およびコンピューター、ソフトウェア等を自らの責任と費用負担により用意するものとします。なお、本サービスを利用可能な光回線は、別途、本サービスの仕様に定めるものとします。

⑪本サービスは、ベストエフォート型のサービスです。光回線設備または本サービス用通信設備の状況や前項の光回線の状況、他の回線との干渉、交換機取容局からの距離などにより、通信速度が低下することがあります。

⑫当社は、本サービスを 1 日 24 時間、週 7 日、年 365 日、提供します。ただし、本サービスのメンテナンス、その他やむを得ない場合の場合はこの限りで、契約店舗の運営に支障を及ぼすことがあります。

⑬契約者は、来店者に対する対応を発生させるところなく店内 Wi-Fi 接続環境を使用させるものとし、当社は、当社が別途定める「U-SPOT サービス利用規約」に従い、別途当社が指定するアプリケーションを通じて、契約店舗の来店者に対するフリー Wi-Fi サービスを提供するものとします。

第5条 (インターネット接続サービス)

当社は、契約者に対し、インターネット接続用アカウントおよびパスワード(以下「接続情報」といいます)を、本サービス契約1件につき1つ貸します。

- ⑭契約者は、当社が貸与する接続情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、自らが使用するものとし、第3者に使用させてはならないものとします。

第6条 (契約者および契約者の従業員向け Wi-Fi サービス)

当社は、契約者に対し、契約者および契約者の従業員が Wi-Fi サービスを利用するための SSID 情報およびパスワード(以下「Wi-Fi 接続情報」といいます)を、本サービス契約1件につき1つ貸します。

- ⑮契約者は、当社が貸与する Wi-Fi 接続情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、第3者に使用させてはならないものとします。

第7条 (契約店舗用タッシュボーナードサービス)

当社は、契約者により、契約者が契約店舗用タッシュボーナードサービス(以下、単に「タッシュボーナード」という)を使用するための管理者用ページのログインおよびパスワード(以下「タッシュボーナード接続情報」といいます)を、本サービス契約1件につき1つ貸します。

- ⑯契約者は、当社が貸与するタッシュボーナード接続情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、自らが使用するものとし、第3者に使用させてはならないものとします。
- ⑰契約者は、タッシュボーナードを、契約店舗用タッシュボーナードとしてのみ使用するものとします。
- ⑱契約者は、タッシュボーナードを表示された契約店舗の名称、所在地等の情報が、契約店舗の来店者等がフリー Wi-Fi サービスを利用するための当社指定のアプリケーションにおいて公開されることをあらかじめ承諾するものとし、当該情報に変更が生じる場合には、第11条(登録事項の変更)に従い手続きを行うものとします。

第8条 (保守・サポート)

当社は、以下の保守サービスおよびサポートサービスを提供します。

①本サービス用通信設備等の保守・遠隔監視

Wi-Fi ルーター等の本サービス用通信設備および店内 Wi-Fi 接続環境の保守・遠隔監視

②サポートサービス

契約者および契約店舗の来店者から、本サービスに関する電話・WEB等によるお問い合わせへの対応

第3章 本サービス契約

第9条 (契約の申込)

本サービスの利用希望者は、本約款および当社所定の契約申込書(以下「申込書」といいます)に記載された内容をすべて確認し、承諾した上で、申込書に必要事項(以下「登録事項」といいます)を記載し、当社に提出するものとします。

第10条 (契約の成立)

本サービス契約は、前条の申込を当社が承諾し、当社が発行した本サービスに係る登録証を契約者が受領した日をもって成立します。

第11条 (登録事項の変更)

契約者は、氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先、契約店舗の名称および所在地の申込書に記載された事項に変更があったときは、速やかに当社へ連絡し、当社指定の書面にて変更手続きを行うものとします。

第12条 (本サービス用通信設備の設置条件)

契約者は、本サービス用通信設備の敷設に必要な設置場所を当社に無償で提供するものとします。

第13条 (貸与物の管理)

契約者は、当社から貸与された本サービス用通信設備等(以下「貸与物」といいます)を善良なる管理者の注意をもって管理・使用するものとし、当社の事前の承諾なしに第三者には貸与せはならないものとします。

- ⑯理由の如何に問わず本サービス契約が終了した場合、契約者は当社の請求に従い、貸与物を直ちに返却するものとします。
- ⑰契約者は、貸与物の全部または一部を返却できない場合、当社の請求に従い未返却損害金を支払うものとします。
- ⑱契約者の責に帰すべき事由により貸与物の全部または一部が破滅・毀損した場合、契約者は当社の請求に従いこれを賠償するものとします。

第14条 (本サービス提供期間)

本サービスの提供期間は、本サービス契約が成立した日の属する月の翌月1日(以下「契約起算日」といいます)から2年間とします。なお、提供期間の満了日の1か月前までに、契約者はまたは当社のいずれからも書面による解約の意思表示がない場合、本サービス契約は当該提供期間満了日の翌日から更に2年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第15条 (本サービスの中止、中断等)

当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止もしくは中断することができます。

- ①当社の電気通信設備の保守もしくは工事の定期的または緊急に行なう場合
- ②当社以外の電気通信事業者は電気通信サービスの提供を停止することにより当社が本サービスの提供を行うことが困難となつた場合
- ③天災事変、火災、盗難その他の非常事態により、本サービスの提供が通常通りできなくなつた場合
- ④契約者の支払滞納期間が3か月以上及び及んだ場合
- ⑤その他、当社が本サービスの運営上、中止若しくは一時的な中断が必要と判断した場合
- ⑥当社は、本サービスに基づき当社が行った措置により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第16条 (本サービスの内容の変更、終了)

当社は、当社が適当と判断した場合、本サービスの内容の一部または全部を変更し、または提供を終了することができるものとします。当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は契約者に事前に通知するものとします。

②当社は、本条に基づき当社が行った措置により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第17条 (契約の解除)

契約者および当社は、相手方が契約内容に定められた義務の履行を怠った場合は、その履行を勧告し、相手方が3か月以上その義務を履行しないときは、契約を解除することができます。

- ②契約者および当社は、特別の事情を生じた場合、書面による1か月前の予告期間をもって相手方の承諾を前提に契約を解除することができます。

③前項の規定により、第14条(本サービス提供期間)前段による当初契約期間内に契約者が本サービス契約を解約する場合には、契約者は当社に対して、当該契約期間満了までの月額基本料金の合計額を短期解約金として一括で支払うものとします。なお、本サービス用通信設備等の撤去工事等が必要な場合には、当社は契約者に対し、当該請求を費用を請求できるものとします。

④前項の規定にかかわらず、2022年7月1日以降に本サービス契約の申込をした個人名義の契約者(法人(※)ではない契約者をいい、個人事業主を含みます)の短期解約金は、月額基本料金の1ヶ月分に相当する額とします。

*法人とは、法律にもとづいて設立された、法人格を有する組織・団体をいいます。

法人格の例:

株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、NPO 法人など

第18条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用のためにのみ、本サービス用通信設備を使用するものとし、本サービスの利用以外の目的のため本サービス用通信設備を使用、改変、設定の変更等を行ってはならないものとします。

- ①他の契約者の接続情報を不正に使用する行為
- ②著いアグゼスの集中を発生させる等、当社または当社指定の第三者(以下「当社等」といいます)の電気通信設備に過大な負荷を与える行為により、当社等、電気通信設備を共有する他の契約者または第三者に迷惑、不利益を与える行為
- ③当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
- ④当社または第三者の財産、プライバシーまたは肖像権等を侵すする行為
- ⑤当社または第三者に対する差別・誹謗中傷または名誉、信用を毀損する行為

⑥わいせつ等公序良俗に反するもの、青少年に有害と思われるもの、ポルノまたは虐待に関する画像・映像・音声・文字等の掲示および録画機体等の品販売等をする行為

- ⑦インターネットアダルト上での、猥褻をあらわすその他の内容を表示する行為
- ⑧有害なショーピュタープログラムの送信等、当社による本サービスの提供または他の契約者による本サービスの利用に支障を生ぜさせる行為
- ⑨法令に違反する行為
- ⑩当社の利益に反する行為
- ⑪その他当社が不適切と判断する行為

第4章 保守

第19条 (保守の対象機器)

本サービスにおける保守対象機器は(以下「対象機器」といいます)、第12条(本サービス用通信設備の設置条件)により当社が本サービス提供のために設置した、当社が所有または使用権をもつ本サービス用通信設備および店内 Wi-Fi 接続環境とします。

第20条 (保守サービスの範囲)

保守サービスとは、対象機器に故障が発生した場合、当社が契約者の要請に基づき、①遠隔保守②交換保守を無償で行なう行為、または③修理・調整の結果、部品交換をする場合は、第22条(保守の部品交換)の規定による

- ④保守サービスにおいて、契約店舗の訪問が必要になった場合、有償にて対応するものとします。
- ⑤保守対応時間は第24条(保守サービス対応・受付時間帯)に記載の時間帯に限るものとし、保守対応時間が保守サービス時間帯を超えたことが明らかな場合には、翌営業日(当社の定める営業日とします)の保守サービス時間帯に応するものとします。
- ⑥当社は、保守サービスを当社指定の第三者に再委託することができるものとし、この再委託により発生する債務はすべて当社が負うものとします。
- ⑦5.次のいずれかの事由によって生じる対象機器の修理および調整等の諸作業については、これを本条第1項の範囲に含めないものとします。

⑧対象機器の取扱説明書等に記載された使用方法に反する起因による障害

⑨当社の技術者および当社指定の第三者以外による修理または調整による障害

⑩契約者が不正に操作するが故意に対象機器の部品や器具を破損させた場合

⑪契約者が当社の承諾なしに対象機器に他の装置や器具を取り付けるまたは接続したことによる起因する場合

⑫天災事変、火災、盗難その他の不可抗力による起因による場合

⑬天災事変による起因による場合

⑭天災事変による起因による場合

⑮天災事変による起因による場合

⑯天災事変による起因による場合

⑰天災事変による起因による場合

⑱天災事変による起因による場合

⑲天災事変による起因による場合

⑳天災事変による起因による場合

㉑天災事変による起因による場合

㉒天災事変による起因による場合

㉓天災事変による起因による場合

㉔天災事変による起因による場合

㉕天災事変による起因による場合

㉖天災事変による起因による場合

㉗天災事変による起因による場合

㉘天災事変による起因による場合

㉙天災事変による起因による場合

㉚天災事変による起因による場合

㉛天災事変による起因による場合

㉜天災事変による起因による場合

㉝天災事変による起因による場合

㉞天災事変による起因による場合

㉟天災事変による起因による場合

当社は一切責任を負いません。

第3.5条（協議）

本サービス契約の履行に關し契約者と当社の間に疑義が生じた場合、両者は協議の上誠意をもって解決に努めるものとします。

2.前項の協議を行ってもなお解決できず、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9章 雜則

第3.6条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

2019年6月3日制定

2022年7月1日改定